

令和元年度第2回特別職報酬等審議会 議事録要旨

開催日 令和2年1月22日(水)
午後1時30分から午後3時20分
場 所 上牧町役場 2階 第2会議室

審議会委員(全6名) 5名出席 1名欠席

事務局(全5名)

総務部長

事務局(政策調整課) 4名

意見聴取(全2名)

議会議長

議会事務局長

午後1時30分 開会

5名の委員が出席で、1名の委員が欠席であった。上牧町特別職報酬等審議会条例第5条第2項に定める過半数に達していることから、会議は成立。

《会長挨拶》

今日の会議ですが、第2回目ということで町長からの諮問事項、意見をもとめる事項がございます。審議会としてどのように答申していくかという協議をお願いしたいと思います。議会の期末手当について議会から直接考え方をお聞きし、意見交換を予定しています。

(議会議長、議会事務局長が入室)

1. 議会議員における期末手当の考え方について意見聴取

会長 町長等における期末手当は3.35ヵ月、議員は3.30ヵ月ということですが、人事院勧告があつて見送られた判断や理由についてはどのような経緯がありましたか。

議会事務局長 昨年、議員全員に諮ったところ、議決権はあくまで議会にありますが、議会基本条例第19条「議員報酬」に町民に意見を聴くとあり、議員が自分たちの報酬や期末手当について審議するのはいかがなものかという考えから見送られました。その結果0.05ヵ月の差が生じています。また、今年度も見送られました。

会長 参議院調査室の「地方議会議員のなり手不足の現状と対策」や平成31年3月全国町村議長会の「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」には、議員報酬の低さが無投票当選につながるという下りがあります。これを受けて今回の議題になっているのがいかがですか。

議会議長 各議員ともに報酬が低いことが無投票につながった原因と捉えています。兼業の方、年金を貰っている方や配偶者が収入を得ている方は大丈夫だと思いますが、新しく入った方が議員報酬だけで家族を養うにはほど遠いのかなと感じます。

委員 若い方が議員になるならば、今就いている職を取捨選択しなければならぬ。当選すれば報酬で生活はできると思うので、報酬が低いから議員にならないということには繋がらないのではないかと考えます。

委員 過疎地の高齢化が進んでいる地域ならそういう話はわかるが、上牧町はそのような状況ではないので議員のなり手不足は報酬が低いからという理由ではないのではないかと感じます。ほとんどの議員が兼業だと思う。今の報酬でも問題ないのではないかと感じます。

会長 人事院勧告についてどう考えるか、またそのような物差しに代わるものがあるのかどうかを議会として意見を頂戴したいと思います。

議会議長 私の考えですが以前から報酬について人事院勧告があればそれに合わせていきましたが、人事院勧告を鵜呑みにするのではなく昨今の情勢を鑑みてさらに議会条例に準じたうえで見送りましたが、このまま他市町村との報酬額に歪みが生じてしまうと、議員のなり手も不足していくのではないかと思います。今回審議会でも諮っていただき、その後議会で考えをまとめていきたいと考えています。

委員 昭和48年12月10日自治省行政局公務員部長通知のなかで、「特別職の報酬等について一般職の職員給与改定に伴い、特別職の報酬等についても

自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるのでかかる方式を採用することのないよう、厳に留意されたい。」とあり、私はこの意見を尊重したいと思います。

委員 議員のなり手が少ない原因は他にもあると考える。女性がまず少ない。政治は男性社会のイメージがあるからだろう。若者の政治離れもある。議員としてそういった人達を惹きつけるような活動をしていただきたいと考えます。

(議会議長、議会事務局長が退室)

2. 議案

会長 それでは次第3 議案に入りたいと思います。
事務局から追加資料の説明をお願いします。

事務局

追加資料1は議員報酬と期末手当になり、前回審議会資料8-1の数値を基に作成をしております。議員の報酬月額の妥当な基準について、全国町村議会議長会政策審議会『議員報酬のあり方について』で議員報酬月額の全国標準として一定の率が示されており、公選職である首長の給料を元にした上で、議員実働日数と比較して求めるものであり、全国標準としては、首長の給料月額に対する議長の報酬の比率は40%ないし54%、副議長は33%ないし37%、議員は30%ないし31%となっております。上牧町の状況を見ますと、上牧町議会の議員報酬の状況に町長給料に対する比率では、議長が45.1%、副議長が36.6%、議員が34.1%となっており、議員においては少し高い状況ではございますが、概ね近い比率である状況です。

追加資料2は県内市町村ラスパイレス指数の比較です。特別職職員と議員とは直接関係はないのですが、一般職の給料の水準を参考までに資料としてお示しさせていただきます。

ラスパイレス指数とは地方公務員の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別・経験年数別に対比させ算出したものになります。国の給料水準を100とした場合の地方公務員の給与の水準はどの程度なのかを表したものです。上牧

町の一般行政職の給料水準はといいますと、下の方に記載しているとおり、平成30年4月におけるラスパイレス指数は91.7と県内の市町村のなかでも低く、全国平均99.2と比較しますと7.5低い状況です。

続きまして資料3の財政健全化による人件費削減状況について、わかりやすく表にしたものです。

残りの資料については、第1回の当審議会では会長から提案がありました「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」と「地方議会議員のなり手不足の現状と対策」です。

(1) 意見具申に向けた審議

委員 追加資料2のラスパイレス指数について、比較的上牧町は指数が低いということだが、財政事情は加味されていますか。人事院勧告が中小零細企業の実績を反映していますか。

会長 人事院勧告は中小零細企業の実績が反映されているのか、それに疑問を持った質問であるが、地方の人事委員会も含めて人事院勧告のあり方を事務局としてどのように考えていますか。

事務局 人事院勧告制度について第1回の資料の中で、給与改定の手順フロー図として説明しております。この人事院勧告の制度が始まったのは公務員については、労働基本法が制約され、ストライキ等で給与など勤務条件の改定に自ら関与できません。そのため中立第三者機関として人事院という組織があり、人事院が公務員と民間企業の給与の水準を均衡させるための調査を行い、国会と内閣に必要な見直しを求める制度です。地方公務員については、人事委員会が置かれている団体（都道府県や指定都市、特別区等）、と人事委員会が置かれていない団体（一般の市町村）にわかれます。上牧町については人事委員会が置かれていない団体のため町として民間企業の給与水準を調査する機関がありません。国の人事院と奈良県の人事委員会両方の意見を踏まえて、上牧町としてはこれまでそれに準じてきました。これにつきましては、前回の資料9「人事院勧告の実施状況」で平成6年から令和元年までの実施状況一覧を示させていただいております。これを見ると人事院勧告通り増減をしまして、勧告に基づいております。

ラスパイレス指数については、一般職だけのものになっていますので特別職や議員の給与や報酬は入っておりません。議員の考え方については追加資料1にあるように全国町村議会議長会政策審議会は首長の給料を元にしたうえで、

議員の実働日数と比較して求めると議員は30%ないし31%であるということを示されています。

会長 人事院と地方の人事委員会は共同で作業をされています。地方に考慮したデータになっているので地方はそれに反映させるというシステムになっています。結果的に人事院と人事委員会で大きな差はほとんど出ません。

委員 最低賃金として地域に大きな差があるにも関わらず人事院と人事委員会の差がほとんどないというのはおかしいと思います。

会長 国の仕組みとしてパート職員等まで反映されていないのが実情だと考えます。

会長 当審議会としてですが、追加資料を見ると実働日数を議員の活動実態に即したものに作る動きがあるが、現状はそこまで出来ていないので新たな積算方式が確立されるまでは、「期末手当の支給率を暫定的に人事院勧告に基づいて行う。」とします。

(2) 諮問事項における審議

委員 現在全国的に様々な社会問題があり議員のなり手が不足していることもその一つだと考えます。議員の魅力が見えないし伝わらないということがその要因ではないか。上牧町でも若い方の中には町をもっと良くしたいという意見を持った方がいるはずです。

委員 資料を見た結果、財政難といながらも特別職や議員についてもかなりの報酬をもらっているの、上げる必要はないと思います。

委員 追加資料1から特別職の給与においては妥当だと考えます。しかし、追加資料3のフロー図を見ると平成16年度から様々な変遷があったが、その間なぜ特別職報酬等審議会が開かれていなかったのかという疑問は残ります。

会長 特別職の給与は近隣に比べてそれほど低くはありません。人口動向から考えますと、人口増の見込みがある近隣町より人口減の見込みがある上牧町を比較すると、このままの給与額で良いのかどうか懸念があります。しかし、追加資料3にあるように、財政立て直しの一環として思い切った人件費削減もされてきた経緯があるので、それも総合的に考慮して判断しなければならないと

考えます。

議員報酬も近隣に比べて遜色はありません。同じようにこの間人件費削減をしてきた経緯もあるので特別職と同じようなことは言えるのではないかと思います。

委員 財政を立て直したというよりも財政破綻を招いた行政や議員がその責任をとるために人件費削減せざるを得なかった。そのまま報酬を元に戻してしまうと何のための努力だったのかわからない。元に戻すというのは筋違いではないですか。

会長 どこを基準にするかで話が変わります。20年前を基準にするか10年前を基準にするかで話が変わります。

委員 会長はこの議案についてどのような考えを持っていますか。

会長 現状は容認をします。今は報酬額が高いといえるような状況ではなく、適正な数字ではないかと考えます。現時点では近隣と比べてみても下げるべきだと言える状況ではないと感じます。今後4年に1回は審議会を開いてきっちり検証していかなければならないと考えます。

委員 会長がいうように、現状維持の方向でいかがですか。

委員 私も現状維持が良いと思う。

委員 各市町村は財政状況や規模が違うので全国、県内での比較はあまりするべきではないと考えます。

会長 類似団体あたりとの比較というのは、評価をする物差しとして外すことはできません。拠り所として類似団体あたりとの比較、財政状況の比較やこれまでの経緯を外すことはできません。

答申の書き方としては、「現状維持」としその理由を書き最後の意見として「節目で審議会を開いて検証作業をするのが望ましい」という3本立てで作業をさせていただくという方向でよろしいか。

委員 異議なし

3. 第1回審議会の要録について

第1回審議会の議事要録について、全員から承認された。

4. その他

事務局から今後の日程として、令和2年2月19日(水)午後1時30分から上牧町役場2階第2会議室にて第3回目の審議会を開催したい旨を報告した。